## - パイプ脚立は持ち込み禁止です -

鉄製の丸パイプで構成された「パイプ脚立」は、使用すれば法違反 を伴うため、持込も使用も禁止いたします。





## なぜ法違反?

労働安全衛生規則 第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。⇒強度計算されているもの(桟木で作った手作り品はX)
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
- 3 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。⇒丸パイプは面積が無い上記の条件を満たしたものでなければ、脚立として使用することはできませんがパイプ脚立は、横桟が丸パイプであり上記4の条件を満たせないため、脚立には該当しないうえ、横桟には**《足を掛けてはいけない》**ことになります。
- ⇒結果として、パイプ脚立は脚立として使用する事も、パイプ脚立を使って 昇降することもできないため、持ち込みも使用も禁止といたします。

## 新発田建設の安全ルール -

§. 軽くて使い勝手の良いパイプ脚立は、昔から脚立や脚立足場の用途で使用されてきた

歴史がありますが、使用にあたっては法違反が伴います 県内ではパイプ脚立からの転落死亡災害の事例もあり⇒ 当社では、脚立がわりでの持ち込みと使用を、労働災害防止 を目的として、禁止とさせていただきます。

